

広報

No.558

2009

6/1

あいかわ

A I K A W A



編集・発行/愛川町総務部総務課

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

☎ 046-285-2111 (代)

FAX 046-286-5021

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

「君たちの笑顔“かな!”」

「一番ほしいものを言ってみて」

「そうだなあ・・・」

「父の日のプレゼント、何がいい?」

もくじ

- 特集 ペットを正しく飼おう.....2
- 町政情報館 新区長決まる.....5
- インフォメーション.....11
- 保健ガイド.....14
- 子育てプチポケット・図書カードが当たるお楽しみクイズ.....16
- みんなの活動ファイル.....17
- 愛川トピックス.....18



特集

ペットを正しく飼おう



小さくても、 大きな命

愛らしい姿やしぐさで私たちを癒してくれるペット。犬や猫、小鳥や金魚などを飼っている家庭も多いのではないのでしょうか。

しかし一方で、心ない飼い主による動物の遺棄、「ふん」の不始末や無駄ばえなど、町に寄せられる苦情も増えています。

ペットを飼うには、さまざまなルールを守る必要があります。不幸な動物を増やさないため、近所とのトラブルを招かないため、正しい飼い方をしましょう。

動物を飼うときの基本原則

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）に基づき定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」には、ペットを飼うときの基本原則として、次のように書かれています。

飼い主は、その動物の生態や習性などを十分理解し、愛情をもって終生飼育（その動物の一生が終わるまで飼うこと）に努めましょう。
人と動物の共生に配慮し、他人に迷惑をかけないように、責任をもって飼育・管理しましょう。

ペットを飼おうと 思っている人に

「子どもにせがまれて」「老後のパートナーとして」などの理由から、ペットを飼おうと思っている方も多いことでしょう。しかし、ペットは決して「動くぬいぐるみ」ではありません。こんなことも考えておく必要があるのです。



◆あらかじめ、その動物の生態や習性に関する知識を深めましょう。

例えば、猫は発情期になると、独特な声で泣いたり、尿をあちこちにしてお自分のなわばりを主張するマーキングをしたりします。犬は、種類によって必要とする運動量や食事が大きく異なります。このように、その動物によって飼う方が異なることを理解してお

◆将来的な生活環境の変化も視野に入れ、終生飼育が可能か検討しましょう。

転勤や引っ越しなどで飼えなくなり、捨てられるペットが後を絶ちません。また、食費・医療費など、経済的な負担もあることを忘れないでください。

犬について

犬を飼うときは、登録をしたり予防接種を受けさせたりする必要があります。

飼い主の責任として、決められた期間内に手続きをしましょう。

◆登録

生後91日以上の子犬を飼い始めたら、30日以内に狂犬病の予防接種を受け、注射済証をお持ちの上、環境課で登録してください。登録手数料は1頭につき3千円です。住所や所有者の変更、犬の死亡の際にも手続きが必要です。

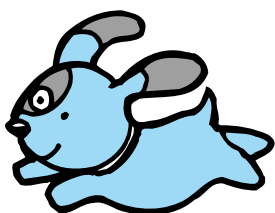
◆狂犬病の予防接種

狂犬病予防法により、毎年4月1日から6月30日までの間に1回、必ず狂犬病の予防接種を受けさせる義務があります。狂犬病は人も感染し、発症すると死亡率がほぼ100%という恐ろしい病気です。

◆散歩のマナー

必ずリード（引き綱）を付けて散歩しましょう。犬が嫌いな人もいますので、たとえ好意からであっても、むやみに他人に飛びかからないようにしましょう。

また、公園や路上に放置された「ふん」に関する苦情が町に



大変多く寄せられています。ふんは必ず持ち帰り、尿をした場合は水をかけるなどの配慮が必要です。

◆しつけ

犬にきちんとしつけをすることは、人との共生において大切であるだけでなく、群れ社会で生きてきた犬にとっても必要なことです。無駄ぼえなどで他人に迷惑をかけないように注意しましょう。

犬のしつけ教室などで、ルールやマナー、人間や他の犬とのコミュニケーションのとり方なども学びましょう。

リードは正しく持ちましょう。進む方向は飼い主が決めます。犬に引っ張らせてはいけません。

●ペットボトルや水筒
オシッコしたら
水をかけて
おきましょう。

●鑑札および
注射済票
登録し、狂犬病
予防接種を受けると
交付されます。

●ビニール袋
ウンチは必ず
持ち帰りましょう。



犬のしつけ教室の様子

猫について

病気の感染やけんか・交通事故によるけが、計画外の妊娠、近所とのトラブルなどを防ぐため、猫は家の中で飼育し、外へは出さないのが理想です。

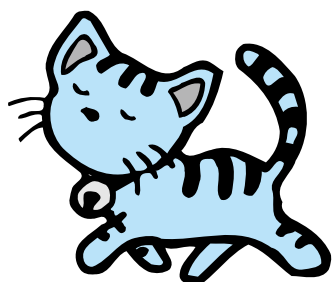
◆繁殖は計画的に

繁殖を行う予定がなければ、去勢・不妊手術を受けさせましょう。去勢手術（オス）には3千円、不妊手術（メス）には5千円、町から助成をします。

※手術を受けてから1年以内に、領収書をお持ちの上、環境課で助成申請をしてください。

◆野良猫にえさは厳禁

野良猫にえさを与えていると、飼っているときとみなされる場合があります。飼うつもりのない野良猫にえさを与えないようにしましょう。近所に迷惑をかけることになりかねません。



感染症を予防 するために

ペットもさまざまな病気にかかりますが、中には動物から人に感染する病気もあります。感染経路は主に、動物にかまれたり引つかれたりする直接感染と、ダニなどが媒介して感染する間接感染があります。家族が協力しあって予防対策をしましょう。

◆過剰なふれあいはやめましょう

かわいさのあまり、つい口移しでえさを与えたり、一緒の布団で寝たりしがちですが、これらの行為は病気感染の元になるのでやめましょう。

◆手洗い・うがいをしましょう

動物の唾液や粘液、傷口に触れることから病気に感染することがあるので、動物に触ったり遊んだりした後は、十分に手洗いとうがいをしましょう。

◆ペットも清潔に

飼う前にチェック してみよう

次のどれか一つにでも「いいえ」と答えた方は、もう一度ペットを飼えるかどうかを考えてみましょう。

- ☐ ペットを飼える住居ですか？
- ☐ 飼おうとしているペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？
- ☐ 家族全員がペットを飼うことに賛成していますか？
- ☐ 家族の中に、動物アレルギーの人はいませんか？
- ☐ 毎日欠かさず、世話に時間と手間をかけられますか？
- ☐ ご近所に迷惑をかけないように配慮できますか？
- ☐ 法律や、飼おうとしている動物の習性などを勉強する気持ちがありますか？
- ☐ きちんとしつけができますか？
- ☐ ペットの一生にかかる費用を考慮しましたか？
- ☐ ペットがその一生を終えるまで、愛情をもって飼えますか？

ペットもシャンプーやブラッシング、つめ切りなどをこまめに行い、日ごろから清潔を保ちましょう。ペット

が使っているタオルや敷物、水槽などの掃除や洗濯もお忘れなく。

◆ふんや尿は速やかに片付けましょう

犬や猫の排せつ物は、乾燥すると空中に漂って人が吸い込みやすくなります。直接触らないよう注意し、速やかに処理しましょう。

そのほか 気をつけたいこと

◆迷子に注意

迷子になったときのために、飼い主の名前や連絡先を記した首輪・名札などを着用させましょう。最近はマイクロチップを埋め込む例も増えているようです。

◆特定動物に注意

タカ、ワニ、一部のヘビなど、人に

危害を加えるおそれのある「特定動物」に指定されている動物を飼う場合、県知事の許可が必要です。

また、アライグマ、カミツキガメなど、日本の生態系や農林水産業などに悪影響を及ぼすおそれがある動物は「特定外来生物」に指定されており、原則として飼育が禁止されています。ともに、違反した場合は罰則が課せられますので注意してください。

◆捨てない・逃がさない

何らかの事情で飼えなくなったり、ペットが予定外に子どもを産んだりした場合でも、絶対に捨てないでください。処分せざるを得ない場合があるほか、種類によっては人に危害が及んだり、生態系に悪影響を与えたりすることがあります。

やむを得ず手放すときは、次の飼い主を探してください。

核家族化・少子化の時代にあつて、今やペットは大切な家族の一員です。

しかし、かわいい服を着せたり、おいしいものを食べさせたりすることばかりが愛情表現ではありません。その前に、まず、その動物の生態を十分理解し、暮らしやすい環境を整えること、人と共生していくために必要なしつけをし、ルールを守ったりすることが大切です。

また、神奈川県動物保護センター（横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市・藤沢市を除く市町村を管轄しています）が平成20年度に処分した動物は、野犬や野良猫、飼えなくなったペットなど約2千3百頭にも上っており、これは決して目を背けてはいけない事実です。小さな動物にも私たち人間と同じく大きな命が宿っていることを認識し、愛情を注ぎたいものです。

問い合わせ◆環境課環境対策班 ☎

（直通） 285・6947



自治会活動の新リーダー 区長21人が決まる

このほど各行政区で、自治会活動のリーダーとなる新しい区長が選出されました。

町には21の行政区（自治会）があり、それぞれの地域に住む皆さんが互いに助け合い、活力に満ちた地域をつくろうと、創意工夫を凝らした活動が行われています。また、区長の皆さんは、厚木警察署から地域防犯連絡員として委嘱されるなど、さまざまな役職を担っています。

4月27日に開催された第1回区長会で、会長には萩原庸元大塚区長、副会長には林 宇両向区長と高橋篤則角田区長、会計には住吉健二桜台団地区長が選ばれました。

自治会の主な活動◆

災害時の活動 消火作業や炊き出しなどに力を発揮します。

「お茶の間通信」の配布 毎月15日発行の町の広報紙「お茶の間通信」は、自治会の配布員を通じて各家庭に届けられます。

各種の活動 運動会や盆踊りなど親睦活動のほか、防犯パトロール、環境美化活動、防災訓練などを実施しています。

問い合わせ◆総務課総務班 ☎（内線）3215



桜台団地区長
住吉健二さん
【同会計】



角田区長
高橋篤則さん
【同副会長】



両向区長
林 宇さん
【同副会長】



大塚区長
萩原庸元さん
【区長会会長】



田代区長
田野倉一郎さん



細野区長
大村 晟さん



原白区長
中島通博さん



宮本区長
内藤浩由さん



川北区長
小島久司さん



下谷八菅山区長
原 昭さん



熊坂区長
矢後良夫さん



上熊坂区長
山崎隆一さん



小沢区長
長谷川秀行さん



箕輪区長
馬場紀光さん



三増区長
小林正夫さん



春日台区長
石坂俊雄さん



六倉区長
引木政昭さん



坂本区長
井上元治さん



半縄区長
中村隆幸さん



桜台区長
岡本弘之さん



二井坂区長
秋山 明さん

高齢者バス割引乗車券（かなちゃん手形） 購入費を一部助成します

神奈川中央交通（株）が販売している高齢者バス割引乗車券（かなちゃん手形）購入費の一部を助成します。

対象者には案内通知を送付してありますので、健康長寿課で助成券の交付を申請し、交付された助成券をお持ちの上、同社の指定窓口で割引乗車券を購入してください。

対象者◆ことしの1月1日以前から町内に在住し、昭和15年4月1日までに生まれた方（本年度中に70歳以上になる方）。
※町税を完納しているなどの資格要件があります。

私立幼稚園就園奨励費補助金を 交付します

私立幼稚園に通う園児の保護者を対象に、国の制度に基づく補助金（所得制限あり）のほか、町からの補助金として、園児1人につき年額3万円（所得制限なし）を交付します。

6月上旬から、通園する幼稚園を通じて詳しい案内と申し込み用紙が配布されますので、指定する期日までに幼稚園に提出してください。6

■助成対象となる割引乗車券

種別	神奈川での販売期間	割引乗車券の有効期間
1年券	6月21日～8月末日	購入日～平成22年6月30日
	9月10日～11月末日	購入日～平成22年9月30日

助成額◆購入費用9千円のうち7千円
申請期間◆6月1日（月）から11月10日（火）まで。
※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
問い合わせ◆健康長寿課長寿いきがい班 ☎（内線）3338・3340

あいかわ町民活動応援事業 公開審査会のお知らせ

町民皆さんがまちづくりのさまざまな場面でも自主的・自立的に取り組む、公益性の高い活動を応援するため、「あいかわ町民活動応援事業」を実施しています。

この事業は、町民皆さんが新たに企画・立案し、自ら実施する非営利の公益的な活動に対して、町がその費用を補助するものです。

皆さんから応募があったものの中から、第一次審査（書類審査）を通じた活動について、次のとおり公

開審査会を開催します。

審査会では、応募者自身が活動計画などを発表し、公募委員を含む5人の審査会委員が審査します。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

日時◆6月27日（土）午後1時30分から

会場◆文化会館3階会議室

問い合わせ◆行政推進課行政管理班 ☎（内線）3244

平成21年経済センサスー基礎調査 すべての事業所・企業が対象です

経済センサスー基礎調査は、すべての産業分野における企業の経済活動の動態や、従業者規模などの基本的構造を調査するため、総務省が実施する調査です。

これは商店や工場、営業所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所・企業が対象となる大規模な調査で、統計調査の結果は、地域開発や都市計画など、私たちの生活をより良くするために必要な基

礎資料となります。

6月下旬から調査員が各事業所を訪問し、調査票を配布します。調査内容を統計作成以外の目的に使用することは一切ありませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ◆行政推進課情報統計班 ☎（直通）285-6925

児童手当現況届の手続きを忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月に、引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため「現況届」を提出しなければなりません。提出しなかった場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりま

すのでご注意ください。

5月下旬に、現在受けている方へ現況届についてのお知らせを送付していますので、子育て支援課（公務員は勤務先）で手続きをしてください。

支給額◆

●3歳未満の子ども 月額1万円

（一律）

●3歳以上の子ども 1人目・2人目の子どもは月額5千円、3人目以降の子どもは月額1万円

以降の子どもは月額1万円
手続きに必要なもの◆

① 現況届の用紙

② 印鑑

③ 平成21年度児童手当所得証明書の申請者の年金加入証明書または

保険証の写し

※①および④の年金加入証明書の用紙は、該当する保護者に送付

してあります。③は、ことしの1月1日現在、町内に住所がな

かった方のみ必要です。

〈そのほかの手続き〉

次のような場合は、必ず子育て支援課に届け出をお願いします。

・結婚・離婚などにより受給者を変更するとき

・加入している年金の種類を変更するとき

・振込先の口座を変更するとき（口座名義は受給者）

・受給者や対象の子どもが亡くなったときや、町外へ転出するとき

・受給者が公務員になったとき

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班 ☎（内線） 3365・3366

新型インフルエンザについて

～正しい情報で冷静な対応を～

北米を中心に感染が拡大し、国内でも感染者が増加している新型インフルエンザについて、次のとおり注意をしてください。

海外の流行地から帰国した方、国内の流行地に行った方などで、インフルエンザのような症状（発熱・筋肉痛・全身の倦怠感など）がある方は、すぐに医療機関を受診せずに、まず次の機関に電話してください。

●午前8時30分～午後5時 発熱相談センター（厚木保健福祉事務所） ☎ 224-1111

●午後5時～午前8時30分 県保健福祉総務課 ☎ 045-633-3777

■予防対策の徹底を

現在のところ、このインフルエンザの毒性は低いと見られ、季節性のインフルエンザの予防と同程度の対策により、感染・発症を抑えることができるものと思われます。家庭でも日ごろから次の点に気を付け、感染予防対策を習慣づけましょう。

- ・外出時にはマスクを着用する。
- ・帰宅後はうがい、手洗いをする。
- ・バランスの良い食事や十分な休養を心掛け、体調管理に気をつける。
- ・せきやくしゃみをするときは、マスクをするかハンカチなどで口を押さえ、周囲の人から顔を背ける。使用したティッシュはすぐにごみ箱に捨てる。

問い合わせ◆国保医療課医療給付班（内線） 3373

スズメバチの駆除費を一部助成します

スズメバチの巣の駆除を業者に依頼し実施した方に、費用の一部を助成します。

対象◆次の要件を満たす方

（1）町内の民家（共同住宅を含む）や住宅用地でスズメバチが巣を作り、業者により巣の駆除を実施した方

（2）納期の経過した町税などを完納している方

助成額◆駆除に要した費用の1/2（千円未満の端数は切り捨て）

※1万円を限度とします。

申請方法◆業者からの領収書が発行された日から30日以内に、次のもの

をお持ちの上、環境課で申請してください。

① 助成金交付申請書

② 印鑑

③ 駆除費の領収証

④ 現地の位置図

⑤ 写真（全景および巣の駆除前・駆除後）

⑥ 町税納入状況確認同意書

※①および⑥の用紙は環境課にあります。町ホームページからも取り出せます。

問い合わせ◆環境課環境対策班 ☎（直通） 2851・6947

国民健康保険 加入・喪失の手続きは忘れずに

こんなときは…
各種の手続き

〈加入するとき、やめるとき〉

退職などにより職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときや、就職して国民健康保険をやめるときなど、次の場合には手続きが必要です。町国保医療課で必ず手続きをしてください。

〈減免の申請〉

災害にあった場合や、病気・失業などで生活保護受給者と同程度の収入状況となった方などで、一時的に国保税の納付ができなくなつてし

■こんなときは手続きを

国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき
	職場の健康保険をやめたとき
	子供が生まれたとき
	生活保護を受けなくなったとき
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき
	職場の健康保険に加入したとき
	死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
そのほか	外国籍の方が出国するとき
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき
	修学のため、別に住所を定めるとき
	退職者医療制度に該当したとき

※手続きに必要なものについては、事前にお問い合わせください。

まった場合は、国保税を減免するための申請ができます。

申請は、各納期限の7日前までに、所定の減免申請書に給与明細書などを添付して、国保医療課へ申請してください。具体的な申請書類についてはお問い合わせください。

なお、審査の結果、一定以上の財産（預貯金のほか、処分可能な不動産や生命保険など）があると認められる場合や、単に生活に困窮しているというだけでは減免の対象とはなりません。

保険税を納めるには

〈納税通知書による納付〉

6月中に納税通知書を送付しますので、次の納期までに納めてください。

■国民健康保険税の納期限

納期	納期限
第1期	6月30日
第2期	7月31日
第3期	8月31日
第4期	9月30日
第5期	11月2日
第6期	11月30日
第7期	12月25日
第8期	平成22年2月1日
第9期	平成22年3月1日
第10期	平成22年3月31日

〈確実・便利な口座振替〉

口座振替にすると、指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされます。納期のたびに納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もなく大変便利です。

長寿夫妻へ記念品を贈ります

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、長寿をお祝いして記念品を贈りますので、対象となる方は申請してください。

対象者◆ことしの9月15日現在、町に在住し、この日の6カ月以前から住民登録している方で、次に該当する方が対象です。

●結婚後50年を迎えた夫妻 昭和33年9月16日～昭和34年9月15日に結婚した夫妻

●結婚後60年を迎えた夫妻 昭和23年9月16日～昭和24年9月15日に結婚した夫妻

●結婚後50年または60年を経過し、まだ記念品を受けていない夫妻

申請方法◆次のものをお持ちの上、健康長寿課で申請してください。

①申請書（健康長寿課および半原・中津出張所にあります）

②結婚年月日または同居年月日が確認できる書類（戸籍謄本など）

口座振替の手続きは、お近くの町指定金融機関で申し込みができます。毎月10日までに申し込むと、翌月以降の納期分から口座振替されます。お問い合わせ◆国保医療課国保年金班

☎（内線）3378

※愛川町に本籍がある方は、添付の必要はありません。

③印鑑（愛川町に本籍がある方のみ）
申請期限◆6月30日（火）

※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時まで。

問い合わせ◆健康長寿課長寿いきがい班 ☎（内線）3338



定額給付金の申請はお済みですか

4月下旬に、定額給付金の申請書類を世帯主（外国人登録がある方は本人）あてに送付しました。申請はお済みでしょうか。まだお済みでない方は、早めに申請してください。

万一申請書類が届いていない方は、定額給付金担当（行政推進課）までご連絡ください。

対象者◆ことしの2月1日現在、愛川町に住民登録または外国人登録がある方

給付金額◆1人につき1万2千円（2月1日現在、65歳以上の方および18歳以下の方は2万円）

申請方法◆申請書に次のものを添付し、申請書類に同封したピンクの封筒で返送してください（切手を張る必要はありません）。

・通帳の写し（表紙をめくった見開きのページ）

・運転免許証・健康保険証など、本人確認ができるものの写し（外国籍の方は、外国人登録証明書の両面）

申請期限◆10月21日（水）当日消印有効

【現金給付をご希望の方は】

給付金は原則として、口座振り込みによる給付ですが、家族全員が口座をお持ちでない場合には、現金による給付を行います。ただし、申請書の提出と同時に給付金を受け取ることはできません。申請書の確認

振り込み詐欺にご注意ください

全国的に振り込み詐欺が多発しています。電話でお金のお話が出たら振り込み詐欺を疑い、一人で考え込まず、まず役場や金融機関の職員、警察などに相談しましょう。

- ・定額給付金や補助金の交付、税金の還付などに関して、町や総務省、税務署などが銀行やコンビニエンスストアのATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。
- ・給付金や還付金の受け取りのために、事前に手数料の振り込みを求めることはありません。

これらを求める不審な電話が掛かってきたら、町や厚木警察署（☎223-0110）にご連絡ください。

認後、町から「給付日についてのお知らせ」を送付します。
申請期間◆6月15日（月）～10月21日（水）
【専用の受け付け窓口】

情報公開条例・個人情報保護条例 平成20年度の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づき、両制度の運用状況をお知らせします。

問い合わせ◆総務課文書法制班 ☎（内線）32220

情報公開制度

町民参加による一層公正で開かれたまちづくりを推進するため、町が保有している行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

平成20年度の主な請求内容は、道路や下水道の工事に関するものでした。

行政文書の公開の請求件数……13件
請求に対する決定など

- ・文書を公開する旨の決定……9件
- ・文書の一部を公開する旨の決定……2件
- ・文書が存在しなかった……1件
- ・文書の請求を却下した……1件
- ※不服申立ての件数……0件

個人情報保護制度

町が保有する個人情報について、

場所 役場庁舎分館1階会議室
時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ◆定額給付金担当（行政推進課） ☎（直通）206-1300

基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行っています。平成20年度末現在、個人情報を取り扱う事務として592事務を登録しています。

個人情報の開示の請求件数……1件
請求に対する決定 個人情報の開示をする旨の決定をした。
※不服申立ての件数……0件

役場庁舎1階に「町政情報コーナー」を常設しています。このコーナーでは、情報公開制度や個人情報保護制度についての案内・相談・請求の受け付け、町政に関する刊行物や資料の閲覧・販売、コインコピーサービスなどを行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

◆愛川町の介護保険料（平成 21 ～ 23 年度）

所得段階	所得などの要件	負担割合	年間保険料	月額（目安）
第 1 段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.45	19,980 円	1,665 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.45	19,980 円	1,665 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、第 2 段階に該当しない方	基準額×0.75	33,300 円	2,775 円
第 4 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税であり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.90	39,960 円	3,330 円
第 5 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税であり、第 4 段階に該当しない方	基準額×1.00	44,400 円	3,700 円
第 6 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の方	基準額×1.25	55,500 円	4,625 円
第 7 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.50	66,600 円	5,550 円
第 8 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の方	基準額×1.60	71,040 円	5,920 円
第 9 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上の方	基準額×1.70	75,480 円	6,290 円

65 歳以上の方の
介護保険料が変わります

年間保険料の基準額は
4 万 4 千 4 百円

介護保険では、事業を円滑に実施するため介護保険事業計画を定め、3 年に一度見直すこととされています。この見直しにより、別表のとおり 65 歳以上の方の介護保険料を改定します。

今回の改定は、今後 3 年間の要介護者数の伸びを推計し、保険給付費の見込みを試算した上で皆さんの負担

担を計算し決定したものです。

保険料の減額制度

所得段階が第 1 段階（生活保護受給者は除く）または第 2 段階の方で、次の項目すべてに該当する方には、保険料の減額制度があります。詳しくはお問い合わせください。

- ① 町民税を課税されている方と同じ生計でない方
- ② 町民税を課税されている方に扶養されていない方

- ③ 世帯全員の方の合計収入金額が生活保護基準に準ずる方
- ④ 世帯全員の方の預貯金合計額が百万円以内で、自分の居住用以外の資産を活用しても家族が生活していくのが困難な方

減額内容◆

「ねんきん定期便」についてのお知らせ

社会保険庁では、年金加入記録や年金見込み額などの情報をお届けする「ねんきん定期便」の送付を 4 月から開始しています。

対象者◆原則として、国民年金および厚生年金の被保険者
送付時期◆毎年、被保険者の誕生日（1 日生まれの方はその前月）に送付されます。

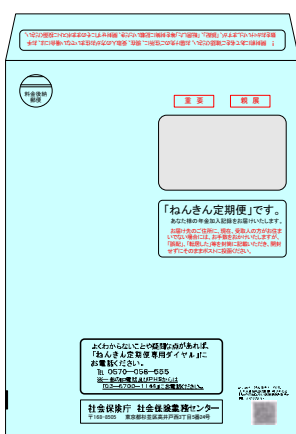
ご注意ください

封筒の色分け◆年金記録に記入漏れや誤りがある可能性の高い方には「オレンジ色」、それ以外の方には「白色」の封筒が送付されます。

回答票の色分け◆この封筒に「白色」の年金加入記録回答票が同封されている方は、訂正の有無にかかわらず必ず回答してください。それ以外の方には、「白色」の回答票が同封されますので、記入漏れや誤りがあった場合のみ回答してください。

※すでに「ねんきん定期便」などで

- 第 1 段階の方 年間保険料の 2 分の 1 が減額されます。
 - 第 2 段階の方 年間保険料の 3 分の 1 が減額されます。
- 問い合わせ◆健康長寿課介護保険班
☎（直通）285-6938



「ねんきん定期便」専用ダイヤル
☎ 0570-058-555
※IP 電話・PHS からは、
☎ 03-6700-1144 へ。

訂正を申し出ている事項や、第三者委員会への申し立てをしている事項については、この回答票で回答する必要はありません。
問い合わせ◆詳しくは同封の解説リーフレットをお読みの上、お問い合わせは専用ダイヤルへお願いします。

**平和資料館親子見学会の
参加者を募集**

未来を担う子供たちに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、平和資料館の親子見学会を開催します。ぜひ、この機会に戦争や平和について親子で一緒に考えてみてはいかがでしょうか。たくさんのご応募をお待ちしています。

日時◆8月1日(土) 午前8時～午後6時

見学先◆川崎市平和館(川崎市) および昭和館(東京都千代田区)

対象◆町内の小学校に通う5・6年生の親子30組60人(応募多数の場合は抽選)

参加費◆1組300円程度(施設入場料)
※昼食は町が用意します。

申し込み方法◆小学校から配布された参加申込書を6月22日(月)までに小学校へ提出してください。

問い合わせ◆企画政策課企画政策班
☎(内線) 3233

成人式実行委員を募集

平成22年1月に開催する成人式の企画や運営を行う実行委員と、受付のお手伝いをしていただける方を募集します。

対象◆実行委員：平成22年1月に成人式を迎える方、受付：平成23年1月に成人式を迎える方

募集人数◆実行委員：15人程度、受付：6人程度

内容◆実行委員については、月2回程度の会議など

申し込みと問い合わせ◆6月26日(金)までに生涯学習課青少年教育班へお申し込みください。

☎(直通) 285-6959

青少年県外交流事業団員を募集

友好都市長野県立科町の青少年との交流や体験活動を通して、相互理解と協力意識を養うとともに、団体活動や社会参加活動を行うジュニアリーダーを育成するため、青少年県外交流事業を行っています。たくさんの方からのご応募お待ちしております。

派遣期間◆8月2日(日)～4日(火)

派遣先◆友好都市 長野県立科町

対象◆町内の中学校に在籍する中学1年生

募集人数◆30人

内容◆立科町の中学1年生との交流(立科えんでこ祭りへの参加やオリエンテーリング、奉仕活動など)

参加費◆4,500円

交通◆町マイクロバス

申込方法◆6月10日(水)までに申込用紙(生涯学習課および各中学校で配布)に必要事項を記入の上、生涯学習課青少年教育班へ提出してください。

問い合わせ◆生涯学習課青少年教育班
☎(直通) 285-6959

**平成21年度版
生涯学習ガイドブックができました**

生涯学習ガイドブックは、皆さんの生涯学習活動のお手伝いをするための情報誌です。ぜひご活用ください。

各種講座・教室などの学習情報

町などが開催する講座や教室など、学習情報の年間予定表を掲載しています。

あいかわ出前講座

皆さんの指定する場所に町職員が出向いて、町の仕事や町職員の専門知識を生かしたお話をします。メニューの中から聞きたい講座を選んでお申し込みください。

あいかわ楽習(がくしゅう) 応援団「みんなの先生」

知識、技術、経験などを生かし、皆さんの生涯学習活動を応援するボランティア「みんなの先生」と、その指導内容を紹介しています。(詳しくは、別冊「学習プログラム集」をご覧ください)

学習グループ情報

会員を募集している学習グループを紹介しています。自分の目的に合ったグループを探してみてください。

※生涯学習ガイドブックは、役場庁舎1階町政情報コーナーや生涯学習課、町内の公共施設などで配布しています。また、町ホームページでも見ることができます。

問い合わせ◆生涯学習課生涯学習班
☎(直通) 285-6959

**文化財教室～愛川の道祖神～を開催**

町に点在する道祖神を鑑賞しませんか。

日時◆7月4日(土) 午後1時～3時

場所◆文化会館1階リハーサル室

講師◆町文化財保護委員 小島秀也さん

定員◆町内在住・在勤の方 40人(応募者多数の場合は抽選)

参加費◆無料

申し込みと問い合わせ◆6月20日(土)までに文化会館にお申し込みください。
☎(直通) 285-6960

おことわり 不用品情報は、毎月 15 日発行の「お茶の間通信」に移りました。

募集人数◆40人

※応募多数の場合は抽選

参加費◆無料

※「海ほたる」で自由昼食とします。(昼食代は各自負担)

申し込みと問い合わせ◆6月30日(火)

までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記の上、はがき、ファクスまたは電子メールでお申し込みください。

〒243-0017

厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所
4階 厚木愛甲環境施設組合事務局 ☎
297-1153

ファクス 221-5322

電子メール atsugi-aiko @ r3.dion.ne.jp

たなばたをかざろう

一緒にたなばたの飾り付けをしましょうか。

日時◆6月27日(土) 午前10時30分～

会場◆文化会館1階ホワイエ

内容◆たなばたの飾り付け、絵本の読み聞かせなど

持ち物◆はさみ(先の丸いもの)

参加費◆無料

問い合わせ◆図書館 ☎(直通) 285-6963

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

図書館 蔵書点検のお知らせ

6月23日(火) から30日(火) まで蔵書点検のため休館します。期間中は、図書の閲覧および貸し出しができなくなります。

そのため、6月10日(水) から22日(月) までの間は、図書の貸し出しを1人4冊増冊し、8冊まで(CDは2枚まで) 利用できます。ご不便をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、学習室は期間中(火曜日を除く) も利用できます。

6月は 環境月間です

環境への関心と理解を深めてもらおうと6月を環境月間と定め、期間中は全国でさまざまな催しが行われます。

この機会に、自分自身の生活と地球環境とのかかわりについて考え、環境にやさしい生活を心掛けてみませんか。

今月の納税・納付期限

町県民税 第1期分・全期前納分
国民健康保険税 第1期分・全期前納分
介護保険料 第1期分

納期限6月30日(火)
安全・確実・便利な口座振替で

今月の休日納税窓口

6月27日(土)・28日(日)
午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められます。

図書館だより 話題の本

- ▼ 断る力 勝間 和代
- ▼ くまちゃん 角田 光代
- ▼ もうすぐ 橋本 紡
- ▼ 望遠鏡 400 年物語
フレッド・ワトソン
- ▼ 晴れた朝それとも雨の夜
泉 啓子
- ▼ ハルのふえ やなせ たかし

開館時間
午前9時30分～午後6時
問い合わせ
☎(直通) 285-6963

町民相談

☎ 住民課住民相談班 ☎(内線) 3319

種 類	日 程
法律相談 《完全予約制》	5日(金)・18日(木) 午前10時～午後3時 ※7月は3日(金)・16日(木)
司法書士法律相談	10日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日・ 25日・29日 午前10時～午後4時
交通事故相談	24日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	11日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	17日(水) 午後1時～4時

※会場は役場相談室です。

※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。

※司法書士法律相談は、民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限りです。

教育相談

☎ 教育開発センター ☎(直通) 206-1061

来所相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	●レディースプラザ 1日(月) ●ラビンプラザ 15日(月) いずれも午前10時～午後3時
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・校外活動・非行・就学相談など

文化会館 催し案内

◆展示

期間	催し	主催	備考
6/5 (金) ～ 6/7 (日)	愛川さつき花季展示会	愛川さつき会 岡本 ☎ 286-2224	初日は9:00 から 最終日は 13:00 まで
6/12 (金) ～ 6/14 (日)	愛川水石奇木展	愛川水石奇木会 穂坂 ☎ 281-3972	最終日は 16:00 まで
6/21 (日) ～ 6/28 (日)	愛川町書道同好会 「第25回会員展」	愛川町書道同好会 渡辺 ☎ 281-1054	初日は11:00 から 最終日は 16:00 まで

※展示会場はすべて1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。

※問い合わせは直接主催者をお願いします。

劇場版ポケットモンスター ダイヤモンド&パール 「アルセウス超克の時空へ」

12作目となることしのピカチュウ・ザ・ムービーは、「ディアルガVSパルキアVSダークライ」から続く「神々の戦い」三部作の最終章で、前作と前々作で戦いを繰り広げたディアルガ、パルキア、ギラティナも再び登場します。また、ほかのピチューとは耳の形が違う「ギザミミピチュー」も登場します。ダイナミックな映像と壮大な音楽でつづるポケモン映画最新作を、ご家族そろってお楽しみください。

日時◆7月26日(日) 1回目 午前10時～
2回目 午後2時～

会場◆文化会館ホール

入場料◆700円(3歳以上) 全席指定

前売り開始日◆6月6日(土) 文化会館窓口および町内各前売り所で販売します。

※前売り券が売り切れた場合、当日券はありません。

問い合わせ◆文化会館☎(直通) 285-6960

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

今月の抽選予約	抽選結果
9月利用分	7月2日(木)

当選者は7月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

予約できるスポーツ施設◆田代運動公園・三増公園(テニスコートのみ)・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・坂本体育館・志田運動場・小沢ソフトボール場

※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

※愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

問い合わせ◆スポーツ・文化振興課☎(直通) 285-6958

エコスタディ参加者を募集

厚木愛甲環境施設組合では、愛川町および厚木市、清川村で整備を進めている広域ごみ処理施設について、理解を深めていただくためのエコスタディを開催します。

日時◆7月27日(月) 午前9時～午後6時

※集合は厚木市内を予定

内容◆プラスチックのリサイクル施設見学

見学先◆新日本製鉄株式会社君津製鉄所

対象◆愛川町および厚木市、清川村在住の小学校3年生以上の方

※小学生の方は保護者同伴でお願いします。

今月の日曜・祝日当番医

7日：関根医院（☎ 286-5431） 14日：河野内科医院（☎ 286-7700）
21日：和田医院（☎ 281-3688） 28日：さくらクリニック（☎ 284-1002）
その他の日曜・祝日：厚木市休日夜間急患診療所（メジカルセンター☎ 297-5199）
※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

受診券に記載されている受診日に受診しましょう。

持ち物◆受診券・問診票・検診料金・便の検査容器（大腸がん検診申込者のみ）

会場◆町保健センター

※検診日などを変更する場合は、お早めにご連絡ください。

問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班
☎（内線）3339

期 日	対象	検査項目
6月20日（土）	男性	胃・肺・大腸
6月21日（日）	女性	胃・肺・大腸・乳・子宮
6月22日（月）	男性	胃・肺・大腸

学んで得する！町民健康講座（前半一覧）

6月から平成22年3月まで、健康に関するさまざまなテーマで町民健康講座を開催します。町民の方ならどなたでも受講できますので、生活習慣病予防や健康づくりのためにぜひ参加してみませんか。

1講座のみの受講も受け付けますので、多くの方の参加をお待ちしています。
なお、年間予定表は、健康長寿課窓

口でお配りしています。

定員◆30人（先着順）

受講料◆無料

申し込みと問い合わせ◆登録制ですので、健康長寿課健康づくり班☎（内線）3339へお申し込みください。

なお、一度登録した方は、再度申し込みの必要はありません。

日 程	テーマ	時 間	会 場	持ち物など
6月24日（水）	更年期障害と婦人科の病気 ～男性も一緒に学びましょう！～			
7月22日（水）	神奈川県食育推進計画を知っていますか？ ～県の食糧自給率と農業の現状について～	午後1時30分～3時30分	役場4階会議室	健康手帳 ※お持ちでない方には、当日交付します。
8月28日（金）	メタボリックシンドロームの予防 ～メタボ健診（特定健診）活用～			
9月9日（水）	生活習慣病予防の運動① ～ウォーキングのすすめ～	午後2時～3時30分	レディースプラザ プレイルーム	健康手帳 ※お持ちでない方には、当日交付します。 運動できる服装 室内用運動靴
10月7日（水）	生活習慣病予防の運動② ～チューブ体操とフットケア～			



栄養士
から
一言

お酒は正しく付き合しましょう

お酒の飲み方チェック

●ひとつでも該当する方は注意が必要です。

- ☐ 飲むときに食事をあまり食べない。
- ☐ 毎日飲む。
- ☐ 翌日にお酒が残る。
- ☐ 休日には、朝から飲む。
- ☐ 寝るために飲む。
- ☐ 1回に飲む量が以前より増えている。

お酒の適量と飲み方のポイント

●適量を守りましょう！

1日当たりの目安は純アルコールで1日20gです

- ・ビールなら中ビン1本（500ml）
 - ・ウイスキーならダブル1杯（60ml）
 - ・ワインならグラス2杯（180ml）
 - ・日本酒なら1合（180ml）
 - ・焼酎（25度）なら2／3合（120ml）
- ※女性や65歳以上の高齢者、少量のお酒で顔が赤くなるお酒の分解能力の低い人などでは、より少ない量が望ましいとされています。

●賢く飲みましょう！

・**楽しく** お酒そのものより雰囲気や会話を楽しむ。

・**ゆっくり** 適量をゆっくり飲むと肝臓への負担が少ない。

・**食べながら** 主食と主菜、副菜がそろった食事を中心にする。ただし、脂肪や塩分は控えめに。

・**週2日は休肝日** アルコールを分解する肝臓の負担をかけ続けない。

・**定期的に健康チェック** 年に1回は定期健康診断を受け、健康管理をする。

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。日々の食生活を見直す機会にしましょう！

**すくすく親子健康相談**

日時◆ 6月23日(火) 午前9時30分～11時

会場◆ 町保健センター

対象◆ 就学前の子とその保護者

内容◆ 保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

持ち物◆ 母子健康手帳

問い合わせ◆ 子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3364

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

**お子さんの歯科保健指導**

期日◆ 6月25日(木)

会場◆ 町保健センター

持ち物◆ 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

問い合わせ◆ 子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3364

歯科保健指導	対 象	受付時間
むしばいばい(虫歯予防)教室	平成 20 年 5 月生まれ	午前9時 30 分～ 10 時
2 歳児 歯科検診	・平成 18 年 11 月生まれ ・平成 19 年 5 月生まれ	午後1時 15 分～ 2 時 15 分

※育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

※むしばいばい教室の開始時間は午前10時から、終了時間は正午ごろになります。

※2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。

※対象者には6月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

**乳幼児の健康診査**

受付時間◆ 午後1時15分～2時15分

会場◆ 町保健センター

問い合わせ◆ 子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3364

対 象	期 日	持ち物
4 力月児 (平成 21 年 2 月生まれ)	7月7日 (火)	母子健康手帳、 問診票
10 力月児 (平成 20 年 9 月生まれ)	7月9日 (木)	母子健康手帳、 問診票
1歳6力月児 (平成 19 年 12 月生まれ)	7月10日 (金)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラ シ、タオル
3歳6力月児 (平成 17 年 12 月生まれ)	7月14日 (火)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラ シ、タオル、当 日の朝の尿、視 力・聴力の調査 票(記入済みの もの)

※対象者には6月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

**もぐもぐ赤ちゃんセミナー
(離乳食講習会)**

日時◆ 6月17日(水) 午後1時30分～3時30分

会場◆ 町保健センター

対象◆ 生後3～8力月の子とその保護者(10組)

内容◆ 離乳食の進め方・作り方の話と試食

持ち物◆ 母子健康手帳、筆記用具

受講料◆ 200 円(テキスト代)

申し込みと問い合わせ◆ 予約制です。6月12日(金)までに子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3364 へお申し込みください。

ヘルスあっぷ相談

日時◆ 6月23日(火) 午後1時30分～3時

会場◆ 町保健センター

対象◆ 町民の方

内容◆ 保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

問い合わせ◆ 健康長寿課健康づくり班 ☎(内線) 3339

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

「がん検診」受診券を送付します

がん集団検診を申し込まれた方には、6月中旬に受診券・問診票・便の検査容器(大腸がん検診を申し込まれた方)をお送りします。

なお、乳がん検診(集団)を申し込まれた40歳以上の女性の方のうち、平成22年3月31日現在、偶数年齢にあたる方は、乳房エックス線検査(マンモグラフィー)を併用した検診の対象となりますので、11月上旬に別途、受診券と問診票をお送りします。

また、がん個別(医療機関)検診を申し込まれた方には、7月下旬に受診券をお送りします。

問い合わせ◆ 健康長寿課健康づくり班 ☎(内線) 3339

6月のがん(集団)検診

がん(集団)検診を申し込まれた方は、

子育て プチ ポケット



“子どもとの今”を大切に

「這えば立て、立てば歩めの親心」……。親にとっては、子どもの発達は大きな喜びですが、時には心配の種になることもあります。

育児書などに書いてあることは、あくまでも一つの目安にすぎません。子どもの発達には順序はありますが、個人差もあります。細かいことにこだわらずに、赤ちゃんのペースに合わせて、ゆったりとした気持ちで育てましょう。

赤ちゃんの機嫌がよく、お母さんの機嫌もよく、一緒に毎日楽しく生活できたらそれが最高の育児です。家事は多少手抜きをしても、子どもと笑っていたいものです。親子にとって“かけがえのない今”を、思いきり楽しんでいただきたいと思います。そのためには、子育て支援センターを利用されるのも一つの方法です。ぜひ、気軽にお立ち寄りください。



2歳児子育て広場の様子

子移動子育てサロン

第1・第3火曜日 レディースプラザ

6月2日・16日

7月7日・21日

第1・第3金曜日 ラビンプラザ

6月5日・19日

7月3日・17日

親子で遊ぼう!

日時◆6月17日(水) 午前10時～11時

内容◆“劇団バク”による人形劇「やさしい赤鬼と青鬼」、歌、手遊びなど

会場◆1号公園体育館2階体育室

子育て ホッとタイム

日時◆6月23日(火) 午前10時～11時

内容◆講話「親の気持ちが楽になる子育て」

講師◆臨床心理士 米谷しのぶ先生

会場◆子育て支援センター

日時◆7月14日(火) 午前10時～11時

内容◆講話「子どもの事故防止と応急手当」

講師◆町消防署職員

会場◆子育て支援センター

問い合わせ

子育て支援センター ☎ 285-8345 (やさしいこ)

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

犬を飼っている家庭も多いことでしょう。狂犬病予防注射は年に1回、必ず受けさせなくてははいけません。その期間は4月1日からいつまででしょうか。

① 6月30日 ② 7月31日 ③ 8月31日

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。(ファクス可)

締め切り日◆6月8日(月) 当日消印有効

あて先◆〒243-0392 角田 251-1

愛川町役場総務課広報広聴班

ファクス 286-5021

正解と当選者は7月1日号でお知らせします。

みんなの活動ファイル

【細野シルキータイフーン】

気持ちをひとつに戦う綱引き競技

「細野シルキータイフーン」は、綱引き競技のチームです。綱引き競技は、1チーム8人で綱を引き合い、相手チームを4メートル引き込むのを競います。体重制によるクラスや、競技中の複雑なルールがありますが、基本的には誰もが簡単に楽しく参加できるスポーツです。

チーム結成のきっかけは、平成18年秋に行われた町民みなふれあい体育大会でした。ここで行われた綱引き競技で、細野区は見事優勝。勝利の喜びを味わい、もっと上を目指したいという気持ちになったことから、出場したメンバーを中心にチームを結成することになりました。現在は10代から50代までの皆さんが練習を重ねています。

チームの皆さんは「綱引きは、引いてみないとわからない不思議な魅力があります」と話します。チーム全員が一体となって呼吸を合わせることが何よりも大切で、力よりもチームワーク、そして選手一人一人の集中力、忍耐力なども強さの重要な要素になるそうです。まだ新しいチームですが、平成19年に綱引県大会一般女子の部3位、平成20年には同大会で優勝しました。

1920年までオリンピックの正式種目だった綱引き競技。現在、国際綱引連盟がIOCに加入したことにより、オリンピック正式種目復帰を目指して盛り上がりを見せています。細野シルキータイフーンも、さらなる飛躍を目指し、またより多くの方々に綱引きの楽しさを伝えたいと思っています。

現在メンバーを募集しています。運動不足解消にも役立ちます。まずは体験してみませんか。

練習◆第2・3・5土曜日 午後1時30分～3時30分 半原小学校体育館
連絡先◆井上 ☎281-0736



孫の拓磨です。ツツジ満開の小室山(伊東市)にて。
(榎本定雄さん)



7年に1度の善光寺で開帳に行ってきました。
(田代・新井梅代さん)

●「みんなの活動ファイル」「わたしのとっておき」では、皆さんからの投稿を募集しています。掲載希望の方は、総務課広報広聴班 ☎(内線) 3221 まで。「わたしのとっておき」は電子メールでも受け付けています。住所・氏名・電話番号・作品の解説などを明記の上、お送りください。電子メール ◆ koho@town.aikawa.kanagawa.jp ※営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません。

春

の叙勲 未住野 實さんが 瑞宝単光章を受章

春の叙勲受章者として、元相模鉄道助役の未住野 實さん（三増）が瑞宝単光章受章の栄に輝きました。

未住野さんは、昭和40年に相模鉄道に入社以来、車掌、運転士を経て駅や駅員の管理、運転士の監理などに携わり、鉄道輸送に尽力されました。尊い人命と財産を乗せているとの思いから、「何事にも一所懸命」「基本動作に忠実」を心掛けて勤務された42年間でした。

「私だけでなく、会社全体が無事故だったからこそこの受章です。つらいときは家族にも支えられました」と謙虚にほほ笑む未住野さん。5月14日に勲章を受け天皇陛下に拝謁し、報告のため本社を訪ねると、すでに終業時刻を過ぎていましたが、全員が残って未住野さんを待っていてくれたとのこと。未住野さんの人望の厚さを物語っています。



地

域医療の中核的役割を担う 愛川北部病院・クリニック と協定を締結

4月16日、愛川北部病院および愛川北部クリニックと、医療・保健・福祉分野を中心に連携していく協定を締結しました。

この協定書では、救急医療や災害発生時の医療対応、町内医療機関との連携、予防接種や健康診査などの保健事業への協力、介護および福祉事業との連携などの事項を定めたものです。

協定の締結に当たって山田登美夫町長は、「病院経営を取り巻く環境が大変厳しい折、愛川町への移転を英断されたことに感謝いたします。今後も地域医療の拠点としてその役割を担うとともに、町民皆さんに愛され、親しまれ、そして信頼される病院として貢献されることを期待しています」と述べました。



社会体育関係

野口喜巳夫（角田）
菅谷京子（春日台）
坂下泰子（田代）

社会教育関係

江畑堅一（半原）
中里晋吾（半原）
小島 茂（角田）
西野耕一（中津）

山田 稔（中津）

柏木正史（中津）
萩原元子（角田）

文化関係

足立原正子（中津）
小島静夫（角田）
佐藤智威子（半原）
福澤九一（中津）
小島秀也（半原）

高橋篤則（角田）

宮川博夫（春日台）
井上重好（中津）

荒井喜久枝（中津）

学校教育関係

和田源司（田代）
社会教育団体
田代青少年育成会
おはなしどんぐり

教

育や文化の振興に功績 教育委員会表彰

4月29日、教育や文化の振興に功績のある方を表彰する町教育委員会表彰式が文化会館で行われ、20人の個人と2団体の皆さんに三好容子教育委員長から表彰状が贈られました。受賞者の皆さんは次のとおりです。（敬称略）

愛川町教育委員会表彰式



郷

土資料館・工芸工房村がオープン

4月23日、県立あいかわ公園内に町の郷土資料館と県の工芸工房村がオープンしました。

前日に開催された開館記念式典には松沢成文県知事も来館し、山田登美夫町長の案内により展示品を見て回りました。知事は戦国時代の歴史に造詣が深く、三増合戦についてのコーナーでは、特に熱心に資料を一つ一つ見ていました。



機織りなどが体験できる工芸工房村



松沢知事(右)に説明する山田町長

早くも来館者1万人を突破 ～郷土資料館～

郷土資料館には、町内外から連日多くの方が訪れています。オープンから2週間足らずの5月6日には、早くも来館者が1万人を超えました。

1万人目となったのは町田市にお住まいの磯部敦子さん。夫・娘と3人で見学に訪れた磯部さんは、1万人目となったことにびっくりしながらも、熊坂直美教育長から花束と記念品が贈られ、笑顔を見せていました。



1万人目となった磯部さん(右から2人目)

農

林まつり、リサイクルマーケットを開催



5月3日に農林まつりとリサイクルマーケットを開催しました。

農林まつりでは、これからシーズンを迎える草花や野菜の苗の即売、林産物・農産物の即売、春の草花プレゼントなど催しも盛りだくさん。苗の植え付け時期を迎え、出店農家に熱心に質問する姿なども見られました。

同時開催のリサイクルマーケットも大勢の来場者でにぎわい、物を大切にする意識の高さを伺わせる催しとなりました。

つ

つじまつりを開催 ～郷土資料館・工芸工房村開館記念～

好天に恵まれた4月29日、「つつじまつり」を県立あいかわ公園で開催し、約3万人の来場者でにぎわいました。

会場では、手すき和紙や組ひもづくりなど町の伝統工芸の体験教室や各種模擬店が出店されたほか、和太鼓の迫力ある演奏や子どもたちのダンスなども披露され、来場者から盛んな拍手が送られていました。

来場者は、40種類2万本を超えるツツジが咲く公園の散策や、オープン間もない郷土資料館・工芸工房村の見学など、思い思いに春のひとときを満喫していました。



人口	43,807	(93)
男	22,770	(99)
女	21,037	(△6)
世帯	17,376	(126)

6月

あいかわカレンダー

- 1 (月) 消費生活相談 マタニティセミナー
特設人権相談
- 2 (火) 議会本会議(1日目) 4カ月児健康診査
- 3 (水)
- 4 (木) 議会本会議(2日目) 消費生活相談
- 5 (金) 議会本会議(3日目) 法律相談



6 (土)

7 (日) あいかわ健康の日 2009 当番医：関根医院

- 8 (月) 町長と話し合うつどい(二井坂児童館) 消費生活相談
- 9 (火) 町長と話し合うつどい(桜台児童館) 3歳6カ月児健康診査
- 10 (水) 司法書士法律相談
- 11 (木) 町長と話し合うつどい(半縄公民館) 消費生活相談 行政書士相談
10カ月児健康診査
- 12 (金) 町長と話し合うつどい(坂本児童館) 1歳6カ月児健康診査

13 (土)

14 (日) 当番医：河野内科医院

- 15 (月) 町長と話し合うつどい(六倉児童館) 消費生活相談
- 16 (火) 議会本会議(4日目)
- 17 (水) 多重債務相談 もぐもぐ赤ちゃんセミナー
- 18 (木) 町長と話し合うつどい(大塚児童館)
法律相談 消費生活相談
- 19 (金) 町長と話し合うつどい(桜台団地公民館)



20 (土)

21 (日) 当番医：和田医院

- 22 (月) 町長と話し合うつどい(春日台会館) 消費生活相談
- 23 (火) 町長と話し合うつどい(川北児童館) すくすく親子健康相談
ヘルスあっぷ相談
- 24 (水) 交通事故相談
- 25 (木) 町長と話し合うつどい(原白児童館) 消費生活相談
むしばいばい教室 2歳児歯科検診
- 26 (金) 町長と話し合うつどい(ラビンプラザ)

27 (土) 休日納税窓口

28 (日) 休日納税窓口 当番医：さくらクリニック

- 29 (月) 町長と話し合うつどい(両向児童館) 消費生活相談
- 30 (火) 町長と話し合うつどい(細野児童館)

あいかわ健康の日 2009

6月7日(日) 午前10時～午後1時



一人一人が健康を見つめ直す日となるように、「あいかわ健康の日 2009」を開催します。

健康相談、体力測定、骨密度測定、血管年齢測定、呼気中一酸化炭素濃度測定(喫煙状況の判定)、アロマセラピーなど、健康に関するさまざまなコーナーのほか、町のオリジナル体操「あいかわりフレッシュ健康体操」も行います。

町民ウォークラリー大会も開催しますので、ご家族そろってお出掛けください。

会場◆役場・保健センター・福祉センター
問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班 ☎(内線) 3339・3340

休館日
・休園日

第1号公園体育館

毎週火曜日

田代運動公園・三増公園陸上競技場

毎週火曜日

町民活動サポートセンター

毎週水曜日

文化会館・ラビンプラザ

毎週火曜日

レディースプラザ

30日(火)

図書館

毎週火曜日、1日(月)、24日(水)～29日(月)

郷土資料館

毎週月曜日